

## NEW TOPICS

## ◆各都道府県の最低賃金額が10月から変わります◆

平成30年10月より地域別最低賃金額が改定されます。全国平均は現行の848円から26円引き上げられ**874円**になり、東京都は958円から27円引き上げられ**985円**となります。なお、最も高いのは東京の985円で、最も低いのは鹿児島県の761円となり、その差は224円です。

最低賃金はすべての会社が従業員に払わなければならない最低限の時給であり、最低賃金よりも低い賃金で従業員を働かせると違法になります。また、最低賃金には**精皆勤・通勤・家族手当、臨時に支払われる賃金、賞与および残業手当は算入されません**のでご注意ください。

主な地域の最低賃金は以下の通りです。

◇北海道	835円 (25円増)	◇神奈川	983円 (27円増)
◇宮城	798円 (26円増)	◇愛知	898円 (27円増)
◇茨城	822円 (26円増)	◇大阪	936円 (27円増)
◇栃木	826円 (26円増)	◇兵庫	871円 (27円増)
◇群馬	809円 (26円増)	◇岡山	807円 (26円増)
◇埼玉	898円 (27円増)	◇広島	844円 (26円増)
◇千葉	895円 (27円増)	◇福岡	814円 (25円増)
◇東京	985円 (27円増)	◇熊本	762円 (25円増)

各都道府県の平成30年度地域別最低賃金額と発効日は以下の通りです。  
[厚生労働省HP：地域別最低賃金の全国一覧]

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudokujun/minimumichiran/index.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudokujun/minimumichiran/index.html)

## ◆健康保険の被扶養者認定手続きが変更になります◆

平成30年10月1日以降に協会けんぽで受け付ける「健康保険被扶養者(異動)届」について、添付書類の取扱いが変更になります。この変更は、厚生労働省から、日本国内に住んでいる家族を被扶養者に認定する際の**①身分関係及び②生計維持関係の確認**について、申立てのみによる認定は行わず、証明書に基づく認定を行うよう、事務の取扱いが示されたことから、届出に際して、所定の証明書類の添付を求めるものです。

なお、一定の要件を満たした場合には、書類の添付を省略することが可能となります。基本的には、マイナンバーを記載すれば、会社の方で所定の確認を行うことにより、多くの添付書類を省略できることとなります。

健康保険組合においても同様の対応となる場合が多いと思われませんが、独自の取り扱いとなる場合もあるのでご注意ください。

## 【書類の添付省略の例】

## ①続柄の確認のための添付書類 ⇒ 戸籍謄(抄)本か住民票

口次のいずれにも該当する場合は添付省略可能

- ・被保険者と扶養認定を受ける方双方のマイナンバーが届書に記載されている
- ・戸籍謄(抄)本または住民票により、扶養認定を受ける方の続柄が届書の記載と相違ないことを確認した旨を、事業主が届書に記載している

## ②収入の確認のための添付書類 ⇒ 課税証明書等の書類

口次の場合は添付省略可能

- ・養認定を受ける方が、所得税法上の控除対象の配偶者または扶養親族であることを確認した旨を、事業主が届書に記載している
- ・16歳未満

◆年金平均額により随時改定の  
手続きができるようになります◆

平成30年10月改定(平成30年7月以降に固定的賃金変動するもの)以降の随時改定(月額変更届)について、定時決定と同様に、年間平均額による届け出が可能になります。

## 【改定要件】

以下の①～④の**全ての要件に該当**する場合、年間平均額により随時改定を届け出ることができます。

## 《要件①》

現在の標準報酬月額と、通常の随時改定による標準報酬月額との間に**2等級以上の差**があること。

## 《要件②》

通常の随時改定による標準報酬月額と、年間平均額による標準報酬月額との間に**2等級以上の差**があること。

## 《要件③》

通常の随時改定による標準報酬月額と、年間平均額による標準報酬月額に生じる差が、**業務の性質上例年発生することが見込まれること**

## 《要件④》

現在の標準報酬月額と、年間平均額による標準報酬月額との間に**1等級以上の差**があること。

全ての要件に該当すると、固定的賃金の変動のあった月以降4ヶ月目から、年間平均額による標準報酬月額で改定することができます。

なお、この届出には本人の同意が必要です。

◆国民年金保険料の産前産後期間の  
免除制度が始まります◆

平成31年4月1日から、国民年金第1号被保険者の産前産後休業期間の国民年金保険料の免除制度が始まります。出産日が平成31年2月1日以降の国民年金第1号被保険者が対象です。

## 10月の社会保険と労務

◇社会保険料(健康保険・厚生年金保険)翌月引きの会社については、10月支給給与より、7月に提出した社会保険報酬月額算定基礎届に基づく社会保険料控除額に変更してください。

◇労働保険料(労災保険・雇用保険)3期分納の会社は10月31日(水)が第2期の納付期限ですので、忘れずに納付しましょう。

【お断り】この欄は、相談顧問契約のお客様を対象としています。労働・社会保険諸手続き、給与計算業務をご契約頂いているお客様につきましては、大部分が弊社で行わせて頂く業務になります。

## 編集後記

気がつけばもう10月。季節の変わり目は体調を崩しやすいので気をつけましょう。(田中)



Tsukue・Kato Certified Social Insurance & Labor Consultant Office

机・加藤 社会保険労務士法人

Tsukue & Partners Group

〒150-0043

東京都渋谷区道玄坂1-9-4 ODAビル7階

TEL 03-3463-6671(代) FAX 03-3463-6672

E-mail: [tsukue\\_sr@tsukue-partners.com](mailto:tsukue_sr@tsukue-partners.com)

<http://www.tsukue-partners.com/>